ほけん（看護師）より保護者の皆さまへ

お子さん達が、快適な園生活を過ごせますよう、登園可能かどうかの判断の基準として、下記の内容をご確認ください。また、保育園で集団生活を送る園児の皆さんへの感染防止のためにも、保護者の皆さまのご協力をお願いします。

登　園　の　め　や　す	
発熱	・24 時間以内に平熱＋1℃の発熱が見られた ・24 時間以内に解熱剤を使った（薬の効果がなくなると再び発熱します） ・前日に発熱等が見られ、朝の体温が普段に比べて少し高めだった （人の体温は朝になると一時下がることが多いですが、活動し始めると上昇傾向になります。登園しても早お迎えをお願いする可能性が高いです）
咳・鼻水	・夜間咳が続き、睡眠がとれていない ・咳込みがひどく、呼吸がつらそう ・鼻水の量が多く、色が濃い
排泄・下痢	・24 時間以内に水様性の下痢が見られた ・食事ごとに下痢になり、トイレの回数が頻回 この場合は登園できません
嘔吐	・24 時間以内に嘔吐が見られた→　この場合は登園できません ・吐き気があり、いつもより体温が高い
発疹	・発熱に伴って発疹がある ・口内炎で食事がとれない（口の中に痛みがある） ・「とびひ」について 場所が顔などで患部が覆えない 患部をひっかいてしまう じくじくしている（他のお子さんへの感染の恐れがある）
その他の症状	・機嫌が悪い ・食欲がない ・活気がない ・顔色が悪い

また、保育園内には体調の悪いお子さんがゆっくりとお休みできるような、病児保育を行える環境は整っておりません。発熱によりお子さんの体力や気力が奪われ、お子さん自身がつらい思いをします。

お子さんのため、また他児への感染を防ぐためにも上記の症状が見られる場合には、ご家庭での療養、病児保育のご利用、お迎えの調整等をご検討くださいますよう、お願いいたします。

○　薬の預かりについて

保育園での園児に対する薬は、***基本的にはお預かりいたしません。***
医師の指示により、止むを得ず保育時間中の与薬が必要となる場合のみ受け付けています。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

☆慢性の病気を持つ園児で、体調維持のために薬での治療を必要とする場合はご相談ください。
☆医療機関受診時に薬の処方を受ける際には、主治医に保育園に在籍していることを伝え、朝夕の２回等で与薬時間の調整が可能であるかどうかを医師に相談してください。
※　外用薬（塗り薬等）も含みます。

相談の結果、保育時間中の**与薬がどうしても必要な場合のみ**保育園でのお預かりとなります。

保育園でお預かりできる薬

① 薬は園児の主治医が処方したものに限ります。
② 保育園での服薬方法は、お水（お茶）での服薬のみとなります。
その他の服薬方法を用いる場合に必要なものについては、ご家庭で用意して来てください。
③ 慢性の病気（喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性疾患など）で服薬が必要な場合については、保護者、主治医、保育園で情報交換し、対応します。事前に保育園へご相談ください。
④ 園児本人が薬の使用を嫌がり、薬を吐き出してしまった場合など、薬を与えられないこともあります。

保育園でお預かりできない薬

① 市販薬や以前に処方されて残っていた薬、症状を判断して与えなければならない解熱剤、吸入薬、坐薬や保管の難しい薬は保育園ではお預かりできません。
② 薬の性質によっては保育園でお預かりできない場合もあります。

薬のお預かりに必要な書類について　　下記の書類等が必要となりますので、ご確認ください。

①「薬の指示書」・・・医師に記載してもらうものです。かかりつけ医に依頼してください。
(医療機関で渡されるもの)　※指示内容がはっきり記載されていれば、薬袋そのものでも可能です。

②「薬の説明書」または「お薬手帳内容のコピー」・・・与薬の説明があるものをご提出ください。
(薬局の薬剤師に渡されるもの)

③「与薬依頼書」・・・与薬が必要になったら、ご準備ください。
(園指定のもの)

④「薬」・・・・・・・薬の袋にはお子さんの名前を記入し、当日分のみを入れて保育士又は看護師に直接お渡しください。（なるべく薬局で処方された時の袋をお使いください。）
尚、書類と異なる薬が入っていた場合には与薬できません。

※「与薬受け取り確認表」
薬をお預かりすることになりましたら、毎回、園職員とのやり取りでサインを頂く書類です。
こちらは園で用意し、保管させて頂きます。